

都議会民主党レポート

東京都議会議員

石毛しげる

2011・秋号

発行 都議会民主政策調査会
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
TEL 03-5320-7230 FAX 03-5388-1784
http://www.togikai-minsyuto.jp/



石毛しげるプロフィール

昭和28年生まれ。慶應大学(文)卒業、早稲田大学大学院(公共経営研究科)修士修了、保谷市議会議員(当選5期)西東京市議会議員(当選1期)、西東京市議会議長、東京都議会議員(当選2期)
現在 ● 都議会監査委員 ● 環境・建設委員 ● 早稲田大学大学院(公共経済研究科)博士後期課程在学中 ● 金剛寺住職

宮城県災害現地視察 仙台チーム 7月4日(月)

被災された方にお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方に謹んでお悔やみ申し上げます。

● 私は数回にわたり被災地を訪れておりますが、今回は都議会民主党での視察の1日を記します。



● 宇佐 由紀県議 坂下 康子県議より災害の説明を聞く。

7月4日、7:56発東北新幹線はやて119号にて仙台入り。現地では宮城県議会議員である宇佐由紀県議、坂下康子県議の案内により視察を開始しました。はじめに、仙台市青葉区の住宅団地の被害状況について説明を受けました。折立地区は折立小学校付近の折立5丁目を中心に地盤が大きく変形しており、多くの住宅が被害を受けています。また地盤の変形に伴い、道路の陥没やクラック、住宅の壁の倒壊、石垣の崩落などが起きています。



● 津波にて市内まで打ち上げられた漁船。宮城県名取市 閑上地区

次に向かった西花苑地区は折立地区の西側に位置(両地区とも住宅用の造成地)していますが、この地区では斜面の崩壊が発生しており、住宅が巻き込まれ崩れ落ちています。



● 仙台空港の近くにて...

続いて仙台空港の復旧状況を視察しました。途中道路の両側には瓦礫が山積みになっており、津波で流され大きく損壊した車の一時仮置き場なども目に入ります。

この後、名取市に入り、なとり観光復興プロジェクト実行委員会委員長の櫻井広行氏と合流し、震災当日の状況や名取市閑上地区で亡くなった1000名以上の方々の鎮魂のために8月にも灯籠流しを行って、真の復興をスタートさせたいとの強い意志を聞かさせていただきました。閑上地区では被災した港や海岸線を視察し、広範囲にわたって砂浜であった部分が沈下によって海に沈んでしまった状況を説明されました。



● 住宅の土台のみが残る...
宮城県名取市 閑上地区



● 名取市長室にて佐々木一十郎市長より震災後の名取市内の説明をうける。

また地域の小学校・中学校を見させていただきました。海に近い学校には避難のために外階段の設置が義務付けられているようですが、中学校は、外階段がデザイン性を重視したためか、コンクリートで囲まれるようにできており、この中学校に逃げた人たちは外階段があることすら気付かず、玄関に殺到して将棋倒しになり、多くの方が命を落とされた、説明がありました。一方、小学校は、外階段が目立つようにペンキで青く塗られており、また日頃から授業参観などの折りに外階段から上の階に上がるように訓練していたため、この学校に関わりのあった人はスムーズに屋上などに避難でき助かったそうです。

再び仙台市へ戻り、海沿いに北上しました。荒浜地区は映像などでも見たことがありましたが、仙台平野の海側にある小高い丘ひとつない地域ですので、津波が奥深くまで入り込んだ地域です。市街地は機能回復のために瓦礫の撤去がある程度進んでいますが、田んぼや畑の多いエリアは塩害によって使えないこともあり、殆ど手つかずの状況です。



● 津波でコンクリート部分が破壊された電柱。鉄筋だけが残る。宮城県名取市 閑上地区

その後さらに北上して、菖蒲田浜や塩釜港、東松島など大きな被害状況を視察しました。松島地区は天然の島々に守られて、比較的被害が少なかったといわれていますが、この地区は観光の拠点として海岸沿いに多くの店舗が並んでおり、その殆どが浸水を受けたとのことでした。

この日の最後に、松島町観光協会の佐藤久一郎会長より震災後の観光の状況についてお話を伺いました。多くの方に被災地に足を運んでいただき、これまで通りに観光していただく事が何よりの復興支援とのお話をいただいたことが印象的でした。

今後も現地で学んだことを東京の危機管理対策に活かしていきたいと思います。



● ご遺体が安置されている元ボーリング場



● 地震の影響も大きい。このような光景も多々見られる。(仙台市青葉区の住宅団地にて)



● 全国から届けられた支援の品



● 下水処理場にて



都議会定例会報告

文書質問趣意書 抜粋



● 質問事項 特定非営利法人（以下NPO法人という）について

今年の3月11日に東日本を襲った未曾有の大震災は、1万5821名の死者・3931名の行方不明者と多くの負傷者がでました。また、家屋が流され被災した方々、原発事故により余儀なく他の地へ移り住んでいる人、こうした被災者の方々に対してお見舞いを申し上げます。

被災地では、行政をはじめとするボランティアが現在まで支援をしているが、各種のNPO法人を抜きにしては成り立たない状態が続いている。

昨年の中内閣府の調査では、20代の56%が「NPO活動に参加したい」と答えている。「人とのつながりを作りたい」「自分の能力や可能性を試したい」という理由が多いようである。

第一生命経済研究所のNPOの調査では、NPO専従者の大学・大学院卒の割合は49%と、圧倒的に高学歴であり、海外救援の「国際協力」も約8千団体あり、中にはTOEIC850点以上が募集条件というものもある。

しかし、有給でNPO専従者の平均年収は186万円。全体の56%が200万円以下と低い収入の数字が出ている。

寄付金については、東日本大震災で関心が高い分、支援金が被災地で活動するNPOへ中央共同募金会を通じて20億円以上集まってきている。一方、路上生活者らの自立支援をしているNPOは「昨年一年間で月、40万円くらいカンパがあったが、今年の4月以降は10万円と極端にカンパが落ち込んでいる」今は災害に視線が集中している、活動の種類や時期によって違いがあるようだ。

さて、この度の法整備は、寄付文化を日本に根付かせる画期的なチャンスとなると見る人もいる。

官でも企業でも無い「民」（NPO）に子育て、介護、引きこもり、自殺対策などは、柔軟な対応や機動性が欠かせないし、行政や企業では担えない領域も多い。こうした分野の団体に市民活動を資金面から支援していく狙いもあり、また行政のスリム化にもなる。実行力があって公共の仕事を担う人たちに活動しやすい環境を整えることを切望する。



質疑 Q&A 応答

Q 現在、東京都はNPO法人の認証はどのような団体に与えているのか、また、東京都が所管しているNPO法人数、その数の全国に占める割合、今後の推移について伺う。

A ● 都内にもみ事務所を開き、NPO等の団体から申請があった場合に、設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していることなどの特定非営利活動法に定められた認定基準に適合する場合に認証。

● 平成22年度末現在、都が所管するNPO法人数は約6900法人で、全国に占める割合は16%、平成10年度以降、法人数は毎年度増加。

Q 新聞などでの報道で、NPO法人を隠れ蓑にして違法行為を行う団体の記事を見る。都の指導・監督について、具体的にどのような権限があり、現在までどのように行っているのか。昨年までの実績について伺う。

A ● NPO法に基づき、NPO法人の監督として、1、報告及び検査、2、改善命令、3、設立認証の取り消しを行うことが可能。

● 平成10年度から22年度までに、報告及び検査を16法人、改善命令を19法人に対して実施。

● 事業報告書を3年以上提出しておらず活動実績がないなどの213法人の設立認証の取り消しを実施。

Q 認定NPO法人の制度改定によって、来年度から認定事務が国税庁から都道府県へ移管されることになるが、認定・監督が十分にできないことが課題として上げられている。この件は、全国知事会が政府に対して申し入れを行っていたが、今回可決された法案には、どれくらいその要望が反映されているのか。また、その反映状況を踏まえ、都としてどのような対応を行っていくのか伺う。

A ● 都と全国知事会は、認定事務の移管に当たり、都道府県が認定・監督権限を適切に行使できるよう、国に対し自治事務としての裁量権、国税庁との連携、会計基準の整備などを申し入れる。

● 国税庁との連携に関しては、認定を申請するNPO法人が滞納処分を執行させているか等につき、国税庁長官に意見を聴くことができ

る旨の規定が盛り込まれた。

● 今後も全国知事会とともに、法施行に向けて、政省令やガイドラインなどにおいて、適切な認定事務の執行に必要な措置をとるべきことを国に対して求めていく。

Q 今年5月、全国知事会の政府に対する申し入れの中に、事務移管に見合う財源措置の要望があったが、人件費やNPO法人の活動に関するデータベース等の財源について、都は今後どのような対応を行っていくのか伺う。

A ● NPO法の改正により、国税庁所管の認定事務が移管されるとともに、内閣府所管のNPO法人の認証事務も都に移管。

● 都は他の自治体に比べて、全国のNPO法人数に占める所管法人数の割合が高く、今回の制度改正により、平成24年度以降大きな事務量及び財政負担の増加が見込まれる。

● 都は全国知事会とともに適切な財政措置を国に求めてきたが、現段階では明確な回答がない。引き続き、事務移管に見合う適切な額を措置すべきことを求めていく。

Q 今回のNPO法改正により追加された分野の中に、法第2条別表の「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」があるが、今後、都としてどのように対応していくのか、伺う。

A ● NPO法で定められた特定非営利法人は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」などの17分野。

● 今回の法改正では、1、観光の振興を図る活動、2、農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動、及び法第2条別表の前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を追加。

● 都としては、今回改正の2分野を含む19分野に必要なものは満たされており、現時点では条例で指定する必要はないと考える。

● 今後、NPO法人の活動実態や他の道府県の指定状況などを踏まえてその必要性につき検討。

● ご意見・ご要望をお寄せください。 Fax : 042-460-0856 E-mail shigeru@ishige.info

連絡先 都議会民主党西東京市支部

東京都議会議員 **石毛しげる** 事務所

〒188-0014 西東京市芝久保町3-6-23

TEL : 042-460-0855 FAX : 042-460-0856



朝の駅立ち「都政報告」
継続中!

E-mail shigeru@ishige.info

ホームページ
http://www.ishige.info